

令和3年4月26日

保護者 様

大山崎町教育委員会  
教育長 馬場 信行  
大山崎町立第二大山崎小学校  
校長 山本 美由紀

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
町立小中学校の対応について

春暖の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動にご理解とご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、4月25日（日）から5月11日（火）を期間として京都府に緊急事態宣言が発令されました。大山崎町立学校におきましては、緊急事態宣言期間中であっても臨時休業は実施せず、さらなる感染症対策を徹底の上、学校教育活動を継続いたします。

なお、緊急事態宣言中の対応については、下記のとおりといたしますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 学校生活全般について

(1) 健康観察の引き続きの徹底（ご家庭へのお願い）

学校では、毎日の登校時の健康観察を継続します。

児童または同居の家族が、【①感染、②濃厚接触者、③PCR 検査等を受検】のいずれかに該当する場合は、これまで通り速やかに学校（土日や夜間は町役場 ☎956-2101）に連絡していただき、登校を控えていただきますようお願いいたします。（欠席ではなく、出席停止の取扱いとします）

また、児童や同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合につきましても、登校を控えていただくよう引き続きお願いいたします。（欠席ではなく、出席停止の取扱いとします）。

(2) 衛生管理の徹底

学校生活全般についてのマスクの着用、手洗い・消毒、換気を引き続き徹底します。

昼食など、マスクを外す場面では感染リスクが高くなるため、会話を控えるなどの対策を引き続き徹底します。

## 2 学習活動について

### (1) 教科全般

- ・教師が個別指導する際や児童同士が会話する活動（グループ活動・ペアワーク等）を行う際は、できる限り対面を避け、長時間にならないよう対策を講じます。

### (2) 音楽科

- ・リコーダー・鍵盤ハーモニカ等、飛沫の飛ぶ可能性のある器楽の練習は、宣言期間中は実施しません。

### (3) 体育科

- ・密集する運動や児童が近距離で組み合ったりする活動は行いません。また、活動後は手洗い・うがいを徹底するなど感染防止に努めます。

### (4) 家庭科

- ・調理実習は、個人で行う活動についても宣言期間中は行いません。

## 3 その他

今後の感染状況により対応を変更する場合は、その都度お知らせします。

### 【問合せ・連絡先】

第二大山崎小学校 TEL 075-957-2513

学校教育課 TEL 075-956-2101